岩手県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第 1 項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。なお、同条第 5 項の規定により、令和 7 年10月22日から同年11月19日まで関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
十二丁目堰地区	当該県営土地改良事業計画書の写し	花巻市役所及び北上市役所